

令和4年10月26日示達

令和5年度 当初予算編成方針

いわき市

令和5年度当初予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」によると、国は、新しい資本主義の実現に向け、「人への投資と分配（多様な働き方の推進や質の高い教育の実現等）」、「科学技術・イノベーションへの投資（イノベーション創出の拠点である大学の抜本強化等）」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」を重点投資分野に位置づけ、官民連携の下で推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進めることとしており、こうした方針が、本市の財政運営にもたらす影響を注視し、適切に対応することが求められている。

本市の令和5年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直していくことが期待され、市税等は前年度から増加すると見込まれるものの、国等の新たな財源措置が望めない中、一般財源総額の大幅な増加は見込めないことから、限られた財源をより有効的に活用することが求められている。また、歳出面では、「いわき版「骨太の方針」」に基づく取組みや公共施設等の老朽化対策を進めるためには、多額の財政需要が必要となることから、財政調整基金等を取り崩さざるを得ない状況となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰が懸念されるとともに、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 令和5年度予算編成に係る基本的な考え方

令和5年度の予算編成にあたっては、中期的な財政見通しに立ち、今般、新たに策定した「いわき版「骨太の方針」」のもと、中長期的な課題に対し、すべての分野においてベースとなる「人づくり」を進め、若者から高齢者まであらゆる世代がいわきに魅力を感じ、いわきを誇りに思うまちを「人づくり」で実現するため、次の2点を基本方針として、行政資源を課題の解決と未来への投資に再配分し、予算編成に取り組むこととする。

①「人づくり日本一」の実現を目指した政策の推進

ア 次世代を育てる

【教育】未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり

【子育て】こどもまんなか 笑顔と夢が広がるまち “いわき”

【移住定住/流出抑制】若者の首都圏等への流出を抑制

【DX/GX/広報】DX、GXへの投資と広報強化

イ 命・暮らしを守る

【防災】災害から命と財産を守る～逃げ遅れゼロ・災害死ゼロを目指す～

【医療】医師確保と将来人財の育成

【福祉/健康/地域包括ケア】地域共生社会と健康長寿の実現

【中山間/農林担い手】つながりで暮らす安全・安心な暮らし

ウ まちの魅力を高める

【産業】人財の確保と育成・新陳代謝・稼ぐ力で環境変化に対応

【農林水産】持続と自立が可能な「稼げる一次産業」の推進

【観光/文化/スポーツ】街・人を元気にする

【まち/公共交通】未来に誇れる都市への挑戦

② 将来にわたり持続可能な行財政運営の確立

- ◇ 施策・事業の予算化に際しては、各部各課、職員一人ひとりが、いわき市改革の主役であるという意識をもって、従来の発想にとらわれず、改善や見直しを徹底的に進める。
- ◇ 行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行する。
- ◇ 政策を下支えするため、「市民の利便性向上に資する行政DXの推進」、「公共施設の最適化と維持保全への転換」などの視点で構造改革の取組みを着実に進める。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確保について積極的に取り組む。
- ◇ 市債の発行については、可能な限り抑制する。発行する場合においても、事業の必要性や費用対効果、適正な事業規模等について十分に検討した上で活用する。

3 予算要求基準

(1) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費、公債費とする（「いわき版「骨太の方針」」に位置付く事業を除く）。

イ 一般行政経費

a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

b 臨時的経費

大規模な維持補修事業等、災害復旧事業、長寿命化事業等、会計年度任用職員制度及び指定事業に要する経費とする。

ウ 政策的経費

「いわき版「骨太の方針」」に位置付く事業に係る経費とする。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

② 経常的経費

原則として、部等ごとの枠配分方式とする。

ア 枠配分方式によるもの

対象経費	枠配分額
施設の稼働のための燃料費（A重油等）及び光熱水費のうち令和4年度当初予算計上額からの単価上昇分（以下、「光熱水費等単価上昇分」）を除く経費	令和4年度当初予算計上額を要求の上限とする。 (一般財源ベース)

増加が見込まれる経費については、事務事業の見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、施設の老朽化等の現状を踏まえ、適切に要求すること。

イ 枠配分方式によらないもの

光熱水費等単価上昇分については、所要額で要求することができるものとする。

③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実

施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

④ 政策的経費

所要額とする。

ただし、6月27日付4政号外「令和5年度「まちづくりの経営指針」の見直しに係る政策調整の実施について(依頼)」において、総合政策部が別途通知した「中間整理状況報告」に基づき要求すること。

また、行政資源を、課題の解決と未来への投資に再配分するため、既存の取組みのスクラップを躊躇なく実行すること。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

- ① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 毎年度、翌年度への予算の繰越や決算における多額の不用額が生じている状況を踏まえ、真に必要な事業費を見積もること。
- ④ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ⑤ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「令和5年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。

4 本市財政に係る「中期財政計画」の財政目標について

「中期財政計画」に掲げる次の2つの財政目標の達成に向けて、予算編成の中で必要な措置を講じる必要がある。

(1) 財政調整基金

前計画における目標との継続性や、令和元年東日本台風等による災害に対応するための臨時的な2回の補正予算において、財政調整基金を約45億円取り崩したことを踏まえ、次のとおり財政目標を設定。

財政調整基金に係る財政目標
財政調整基金については、令和7年度末において、30億円を下限としたうえで、大規模な災害の発生等に備えて45億円程度の確保を目指す。

(2) 市債

市債に関しては、人口が減少していく中であっても、将来世代に過度の負担を負わせることのないように、次のとおり財政目標を設定。

市債に係る財政目標
計画期間内における市債発行総額を元金償還額総額の範囲内とし、令和7年度末における市民1人あたりの市債残高を、令和2年度末時点の残高以下にすることを 目指す。 なお、市債の範囲については、臨時財政対策債を除く一般会計における市債とする。